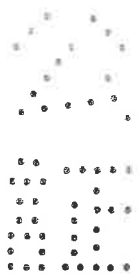


一般社団法人日本福祉タッチケア協会

定 款



令和3年 7 月 26日 作成  
令和3年 7 月 30日 定款認証  
令和3年 8 月 2 日 会社設立

一般社団法人日本福祉タッチケア協会  
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本福祉タッチケア協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、福祉業界の健全なる発展と成長のための新たな支援方法として、日本全国の福祉業界にJWT (JWTとは、Japan Welfare Touch careの略であり、主に障害者や高齢者等を対象とした当協会独自のタッチケアにおける手技・手法をいう)を普及することを目的とする。

また、日常において、JWTの施術者が対象者に寄り添い、慈愛とまごころで接し、五感からの刺激により心を落ち着かせ、信頼関係の構築を強化し、双方が最高の笑顔になれるようなJWTのもたらす成果を最大限に提供できるようJWT技術・社会的認知度の向上を目指すため、次の事業を行う。

- (1) JWTに関する教育・啓蒙事業、講演会・研修会・セミナーの実施
- (2) JWT施術者の育成及びスクールの経営
- (3) JWTの資格認定に関する事業、認定試験の実施、及び資格認定証の発行
- (4) JWT認定試験の問題作成、テキストの作成・出版
- (5) JWT普及のための企画・開発、情報収集及び技術提供
- (6) JWTに関する調査、研究
- (7) JWTの正しい知識の普及
- (8) 政府機関及び国内関連団体との連携
- (9) 会員向けの各種事務代行業
- (10) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 第3章 会 員

#### (入会及び会員区分)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 一般会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で議決権を持たないもの
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 当法人の会員となるには、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員若しくは一般会員又は賛助会員となる。

#### (入会金及び会費)

第6条 会員はそれぞれの会員種別ごとに、理事会で別途定める会員規約で定めた入会金及び会費を納める。

#### (任意退会)

第7条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款及び会員規約に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。

#### (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員とし

ての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない

#### 第4章 社員総会

##### (構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

##### (権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1)社員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)理事及び監事の報酬等の額
- (4)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5)定款の変更
- (6)解散及び残余財産の処分
- (7)その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

##### (開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

##### (招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

##### (議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

##### (議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

##### (決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当

該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第18条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより書面若しくは電磁的記録をもって作成する。

2 議長が議事録に署名（電磁的記録の場合には電子署名）又は記名押印する。

## 第5章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上

(2) 監事4名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 理事のうち、1名を専務理事とすることができる。

4 理事のうち、2名を常務理事とすることができる。

5 理事のうち、1名を事務局長とすることができる。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。

3 専務理事・常務理事・事務局長は理事会の決議によって理事の中から選定し、一般法人法上の業務執行理事とする。

4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第20条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1)自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3)当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

## 第6章 理事会

### (構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

### (招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

### (議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

### (決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### (報告及び、報告の省略)

第33条 代表理事及び理事会の決議によって当法人の業務を執行する理事と選定された

ものは、毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより書面若しくは電磁的記録をもって作成する。

2 議長及び監事は、前項の議事録に署名(電磁的記録の場合には電子署名)又は記名押印する。

(理事会の管理及び規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、業務執行理事で構成する三役会が管理し、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第7章 基金

(基金の拠出等)

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第8章 計算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)



第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第41条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解散）

第42条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 附則

（最初の事業年度）

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第45条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 鈴木 明  
設立時理事 渡辺 和成  
設立時理事 石井 浩之  
設立時理事 村井 正和  
設立時理事 町田 基樹  
設立時理事 大石 知生  
設立時代表理事 鈴木 明  
設立時監事 埴 律雄  
設立時監事 野口 仁美  
設立時監事 吉村 美智

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第46条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 東京都新宿区百人町2-8-2金子ビル2階  
設立時社員 株式会社エーワン東京  
代表取締役 鈴木 明

住所 茨城県筑西市上平塚590-1  
設立時社員 社会福祉法人征峯会  
理事長 渡辺 和成

(会員規約その他諸規定及び法令の準拠)

第47条 会員の入退会及び権利義務等、本定款に定めのない事項は、別途理事会で定める  
会員規約その他諸規定、一般法人法及びその他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本福祉タッチケア協会設立のため、設立時社員株式会社エーワン東京、  
外1名の定款作成代理人 早坂 仁一は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和3年 7 月 26 日

設立時社員 株式会社エーワン東京  
代表取締役 鈴木 明

設立時社員 社会福祉法人征峯会  
理事長 渡辺 和成

定款作成代理人 早坂 仁一

